

令和7年度消防団員教育案内

消防力強化のために



山梨県消防学校

山梨県消防学校は、社会情勢の変化や技術の発展を見据えた消防に係る知識及び技能を修得させることを目的に教育訓練を実施しています。

こうした中、平成25年12月13日に公布、施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）では、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定しており、消防団の活動の充実強化等を図ることが求められています。

また、消防団員は、地域における消防防災のリーダーとして、住民の安全・安心な暮らしを守る重要な役割を担っています。複雑多様化する火災や災害に迅速・確実に対応するためには、技能の向上が不可欠であり、消防団員に対する教育訓練は極めて重要です。

このような状況を踏まえ、本校では各級の消防団員に消防活動等に必要な知識・技術を学んでいただくため、総務省消防庁が定める基準に準拠した内容で消防団員教育を実施しています。

また、特別教育では、令和7年度も女性消防団員研修及びチェーンソー取扱い研修を引き続き実施するとともに、ドローン研修では基礎知識、基本・応用操縦訓練及び夜間飛行等、災害現場を想定した実技を導入し、災害対応能力が向上する内容を計画します。

「消防団員教育案内」は、県下の消防団員に広く消防学校を知っていただくことを目的に作成したものでありますので、消防団関係各位におかれましては、本紙の内容を御理解いただき、教育課程への入校促進に一層の御協力をお願いするとともに、本校の教育訓練が貴市町村消防団の消防力強化の一助になれば幸いです。

令和7年1月

目次・主な内容

主な教育訓練施設

P1

- 平成27年3月には、主な教育訓練施設を整備
- 平成28年3月には、1万㎡のグラウンドを整備

教育訓練の内容

P2

- 消防団員のための教育課程を紹介
- 各教育課程の対象者、内容について

ドローン等を使用した教育を実施

P3

- 偵察活動資機材（ドローン等）を使用した教育の実施
- 女性消防団員を対象とした教育の導入

教育課程は土日等に開催

P4

- 全教育課程を入校しやすい土日等に開催
- 各教育課程の実施時期を拡大

単位制の利点

P5

- 所定の教科目を半日単位で受講でき、3年の範囲内で修了が可能
- 単位制の内容

入校前教育

P6~P8

- 入校前教育により、集合教育の時間数を短縮
- 入校前教育の内容、教材を紹介

入校の利点

P9

- 所定の課程修了者は、丙種危険物試験科目の一部免除
- 所定の課程修了者は、乙種消防設備士第5類・第6類試験科目の一部免除

主な教育訓練施設

平成 27 年 3 月には、教育管理棟や総合訓練棟等の主な教育訓練施設を整備しました。

また、平成 28 年 3 月には、消防車両の走行訓練が可能な「運転技能訓練場」を併設する 1 万㎡のグラウンドを整備しました。



大教室



総合訓練棟



総合訓練棟（1階迷路訓練室）



全天候型放水訓練施設

教育訓練で使用する主な施設

- ☆各種建物火災を想定した多角的な消防活動訓練が可能な総合訓練棟
- ☆習熟度に応じた屋内進入・検索救助訓練が実施できる迷路訓練室
- ☆熱気及び濃煙環境を体験しながら消防活動訓練が実施できる実火災訓練室
- ☆倒壊建物等からの救出・救護訓練が実施できる震災状況訓練場
- ☆様々なポンプ運用や放水訓練が実施できる全天候型放水訓練施設
- ☆雨天時にも放水訓練や消防訓練礼式が実施できる屋内訓練場
- ☆150名の消防団員が学習できる大教室を備えた教育管理棟
- ☆外周に運転技能訓練場を有する1万㎡のグラウンド

消防団員教育課程の内容

消防団員への教育課程として基礎教育・専科教育・幹部教育・特別教育を実施します。

基礎教育 24 時間（学校教育 7 時間（入校 1 日）、入校前教育 17 時間）

- ◎対象者 消防団員としての経験が概ね 3 年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことがない者（「団員」の階級にある者に限る。）
- ◎内 容 新任の消防団員としての資質の向上を図るため、午前を「講話」や「火災防ぎよ」について座学で行い、午後は「訓練礼式」と「ポンプ操法（放水訓練）」を実技で行います。

専科教育 12 時間（学校教育 7 時間（入校 1 日）、入校前教育 5 時間）

- ◎内 容 消防団活動の特定の分野に関する専門的教育訓練であり、実技・実習を中心に行います。

警防科 7 時間（入校 1 日）

- ◎対象者 消防団員としての経験が概ね 3 年以上の消防団員
- ◎内 容 消防活動に必要な専門的知識・技能の向上を図るため、実火災現場を想定した火災防ぎよ訓練を主体に、訓練塔や模擬訓練家屋を使用した実技を行います。

機関科 7 時間（入校 1 日）

- ◎対象者 消防団員としての経験が概ね 1 年以上の消防団員
- ◎内 容 機関員として必要な道路交通法規やポンプ工学を座学で行い、消防ポンプを用いた機関運用や整備については、実習形式で教育を行います。

幹部教育 2 日間

- ◎内 容 各級幹部団員に対する幹部教育であり、職責の自覚や消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理の重要性などについての教育を行います。

初級幹部科 12 時間

- ◎対象者 班長
- ◎内 容 防災や現場指揮など初級幹部に必要な知識及び技術を習得させると共に、各教育内容に指導技法を導入し、地元消防団の指導者を養成する教育を行います。

指揮幹部科 26 時間（現場指揮課程 14 時間、分団指揮課程 12 時間）

- ◎対象者 部長、副分団長又は分団長の階級にある者等
- ◎内 容 現場指揮課程（消火・救助等の技術・知識を得るための実践訓練を中心とした教育訓練）
分団指揮課程（分団本部等で指揮を行うために必要な技術・知識を得るための教育訓練）

特別教育 1 日単位

- ◎内 容 消防学校で実施している通常の課程の他に、各消防団で必要な教育を支援するため、市町村長等の要請に基づき実施する教育です。

移動消防学校

- ◎消防協会支部長の要請により、学校職員が現地において実施する教育訓練です。

一日入校

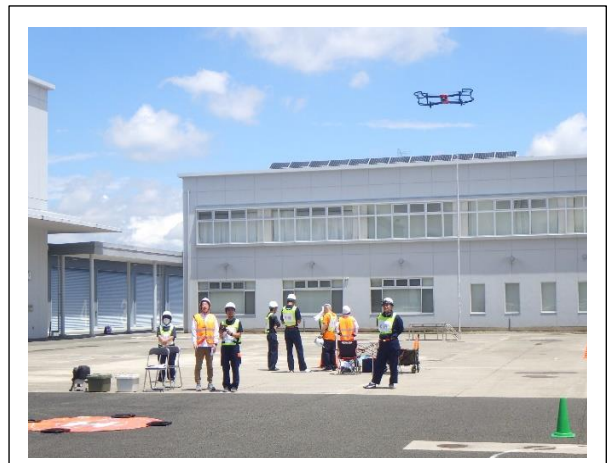
- ◎市町村長の要請により、消防学校において実施する教育訓練です。

偵察活動用資器材を使用した教育等を実施

消防団の災害対応能力の向上を図ることを目的に、総務省消防庁の新規事業として、偵察活動用資器材等(ドローン、オフロードバイク、小型動力ポンプ)を都道府県消防学校に無償貸与し、教育訓練を実施する事業が進められています。

本県は、事業初年度である平成29年度に貸付を受けた16府県のうちの1つに選ばれ、偵察活動用資器材等が納入され、消防団員及び消防学校教員を対象に教育訓練を実施しました。

令和7年度は、消防団員教育課程において、ドローンとオフロードバイクを使用した災害現場の状況把握及び検索に関する教育や、女性消防団員を対象とした教育等、消防団の災害対応能力を向上させる教育訓練を実施します。



特別教育ドローン基礎研修の状況



特別教育女性消防団員研修の状況

すべての教育課程を土日等で開催

すべての教育課程を土日・祝祭日で開催し、生業をお持ちの消防団員が入校しやすいようにしました。

また、基礎・専科・幹部教育課程の実施時期は、4月から10月の間で実施することとし、特別教育（移動消防学校・一日入校）の実施期間も通年（4月から3月まで）にしました。

基礎教育	
第1次	令和7年 4月20日（日）
第2次	令和7年10月11日（土）

専科教育警防科	
	令和7年 6月 7日（土）

専科教育機関科	
第1次	令和7年 6月14日（土）
第2次	令和7年10月26日（日）

幹部教育初級幹部科	
第1次	令和7年 5月10日（土）・ 5月25日（日）
第2次	令和7年 9月 7日（日）・ 9月20日（土）

幹部教育指揮幹部科	
現場指揮課程	令和7年 5月18日（日）・ 5月31日（土）

幹部教育指揮幹部科	
分団指揮課程	令和7年10月 4日（土）・ 10月19日（日）

特別教育（移動消防学校・一日入校）は、協議の上、土日等で開催する予定

単位制の利点

教育訓練を一の期間でまとめて受講することが困難な場合は、所定の教科目を半日単位で受講することが可能です。この場合において、未受講分の教科目を3年の範囲内で受講した者を修了と認定します。

<単位制とは>

各教育課程における所定の科目を半日単位で受講できるもの。

勤務等ですべての科目を受講できない場合、3年の範囲内において、同じ課程の未受講分の授業（半日以上）を受講した者を修了と認めるもの。

単位制による修了の例 1（同一年度内で初級幹部科 12 時間を修了できる例）

5月の初級幹部科（第1次）1日目の授業を受講（6時間）



9月の初級幹部科（第2次）2日目の未受講分の授業を受講（6時間）

2日間（12時間）の初級幹部科課程を修了したものとす

単位制による修了の例 2（2年間で指揮幹部科（現場指揮課程）14時間を修了できる例）

令和6年度の現場指揮課程1日目の授業を受講（7時間）



令和7年度の現場指揮課程2日目の未受講分の授業を受講（7時間）

2日間（14時間）の指揮幹部科（現場指揮課程）を修了したものとす

単位制による修了の例 3（3年の範囲内で基礎教育24時間を修了できる

令和5年度4月の基礎教育（第1次）午前の授業を受講（3時間）



令和7年度4月の基礎教育（第1次）午後の未受講分を受講（4時間）

7時間を受講したものとし、別に定める入校前教育17時間と合わせ、24時間の基礎教育課程を修了したものとす

入校前教育で集合教育短縮

基礎教育及び専科教育は、教育訓練内容の一部を別に定める入校前教育として各市町村で行い、消防学校で行う集合教育の時間を短縮し、入校する消防団員の負担を軽減します。

基礎教育（24時間）

専科教育警防科（12時間）

専科教育機関科（12時間）

入校前教育の実施により
集合教育7時間で修了

令和7年度の入校前教育の内容

基礎教育		
教科目	教育内容	単位時間数
訓練礼式	各個訓練	1
組織制度	消防団の概要、消防団の活動	2
ポンプ操法	消防ポンプ操法の概要	1
火災防ぎよ	火災の意義、燃焼条件と消火理論、警戒区域設定要領	2
防 災	災害対策、現場活動要領	2
救 急 救 助	救急法、救助法	5
緊急自動車運行管理	道路交通法、道路運送車両法	2
安 全 管 理	危険予知訓練	2
合 計		17

専科教育警防科		
教科目	教育内容	単位時間数
講 話	職責と心構え	1
防 災	災害対策、現場活動要領	2
安 全 管 理	危険予知訓練	2
合 計		5

専科教育機関科		
教科目	教育内容	単位時間数
講 話	職責と心構え	1
緊急走行要領	走行訓練	1
ポンプ運用	ポンプ運用訓練	2
機 関 整 備	点検整備	1
合 計		5

入校前教育の充実

入校前教育の充実を図るため、学習用教材を作成し、本校のホームページに掲載しました。今後も順次、入校前教育や平時の教育訓練に御活用いただく教材を掲載していく予定です。

- ◎ 学習用教材掲載ページタイトル 「見て学ぶ消防活動技術」
- ◎ 学習用教材掲載ページ URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/mitemanabu.html>

消防学校ホームページから 基礎教育の入校前教育（救急）に使用できるビデオ教材

見て学ぶ消防活動技術

このページは、消防隊団員の教育訓練に活用できる教材として、また県民に災害発生時の初期対応等の方法を学んでいただく目的で基本的な消防活動技術を紹介するビデオ教材を掲載しています。

応急手当

突然の心停止の傷病者に行う心肺蘇生法や大出血時の止血法等、応急手当の方法を紹介します。

心肺蘇生法(AEDの使用法)

「ガイドライン2015」に基づく一次救命処置(心肺蘇生法) 平成27年12月1日更新

<p>「私たちと一緒に救命しましょうG2015(救命の連鎖)」</p> <p>この映像は、傷病者が倒れた場面に居合わせた住民による応急手当と、救急隊が行う応急処置のつながり「救命の連鎖(Chain of survival)」について紹介するものです。</p> <p>その場に居合わせた住民による胸骨圧迫とAEDによる電気ショック(除細動)の応急手当(*)を、救急要請で駆けつけた救急隊が引き継いで応急処置を実施することにより、傷病者の心拍が回復するまでの救急活動の流れ、救急隊員が行うBLS(一次救命処置)を学んで頂くことができます。</p> <p>※この映像では、住民が電気ショックを実施する場面を省いています。傷病者の発見から応急手当の実施まで、その場に居合わせた住民が行うBLSの全体については、「私たちと一緒に救命しましょう G2015BLS(成人編)」でご確認ください。</p>	
---	--

<p>「私たちと一緒に救命しましょう G2015BLS(成人編)」 2分45秒</p>	<p>「私たちと一緒に救命しましょう G2015BLS(小児編)」 2分30秒</p>
--	--

この映像は、(一社)日本蘇生協議会蘇生ガイドライン2015に基づき、医療従事者以外の県民が行う一次救命処置として、成人及び小児に対する心肺蘇生法とAEDを使用した除細動の方法について実演及び解説したものです。

本校では、県民及び消防隊団員に広く心肺蘇生法の方法を学んでいただき、救命率の向上を図ってまいりたいと考えています。

「ガイドライン2010」に基づく心肺蘇生法(12分)

〈内容〉

1. 反応の確認
2. 助けを求める
3. 呼吸の確認
4. 胸骨圧迫の方法
5. 気道確保と人工呼吸法
6. AED(自動体外式除細動器)の使用法



この映像は、(財)日本救急医療財団心肺蘇生法委員会が監修した、「救急蘇生法の指針2010(市民用)」に基づき、医療従事者以外の県民が行う一次救命処置として、心肺蘇生法とAEDを使用した除細動の方法について実演及び解説したものです。

入校前教育の充実

消防学校ホームページから 基礎教育の入校前教育（訓練礼式）に使用できるビデオ教材・テキスト

消防訓練礼式

「消防訓練礼式の基準（昭和40年7月31日消防庁告示第1号）」に基づき、訓練・礼式・点検の重要な事項について、ビデオ教材とテキストから学習することができます。

ビデオ教材

本校が作成したビデオ教材「辞令等の受領・提出」と総務省消防庁「e-カレッジ」に掲載されている映像から、訓練礼式の必要性や各個訓練の基本動作等について学習することができます。

「辞令等の受領・提出」（平成28年12月作成） 8分45秒

〈内容〉

1. 室内における「辞令等の受領又は提出」
 - 一人で辞令等を受領する動作
 - 上司に書類等を提出する動作
 - 複数の受領者が辞令等を受領する動作
2. 室外における「辞令等の受領」
 - 一人で賞状を受領する動作
 - 複数の受領者が賞状を受領する動作
 - 代表者が賞状を受領する動作



山梨県消防学校消防訓練礼式テキスト（4種類）

消防職員及び消防団員が行う訓練・礼式・点検の重要な事項について、条文を上げ、写真や図を示して解説します。

消防訓練礼式の概要・各個訓練について

[PDF 消防訓練礼式テキスト（消防訓練礼式の概要・各個訓練編）（PDF:1.743KB）](#)

〈内容〉

- 第1章 消防訓練礼式の概要
- 第2章 消防訓練礼式の総則
- 第3章 消防訓練礼式の通則
- 第4章 訓練
 - 第1節 徒歩訓練
 - 第1款 各個訓練
 - 第1項 各個訓練の通則
 - 第2項 各個訓練の動作
 - 第1目 停止間の動作
 - 第2目 行進間の動作

消防訓練礼式

消防訓練礼式の概要・各個訓練 編

山梨県消防学校



入校の利点

- 幹部教育指揮幹部科において、現場指揮課程と分団指揮課程の両課程を修了された場合は、修了証と共に、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付します。

このき章は、大規模災害時において、緊急消防援助隊等と連携して救助活動等する際に、災害現場での指揮者であることを明確に識別することを目的に交付するものです。



- 消防団員として5年以上勤務し、消防学校の所定の教育課程を修了した場合は、次の資格取得試験について科目の一部が免除されます。

丙種危険物取扱者試験

- ◎ 特例措置の対象者
消防団員歴5年以上で**消防学校における基礎教育又は専科教育警防科**を修了した者
- ◎ 特例措置の内容
燃焼及び消火に関する基礎知識（5問）免除
- ◎ 証明に必要な書類
・市町村長又は消防団長が消防団員歴を証明した書類
・消防学校の修了証
- ◎ 資格取得により行える作業等
ガソリン、灯油、軽油等の取扱作業ができる。

乙種消防設備士試験（第5類・第6類）

- ◎ 特例措置の対象者
消防団員歴5年以上で、**消防学校における専科教育機関科**を修了した者
- ◎ 特例措置の内容
・機械又は電気に関する基礎的知識（5問）免除
・実技試験（5問）免除
- ◎ 証明に必要な書類
・市町村長又は消防団長が消防団員歴を証明した書類
・消防学校の修了証
- ◎ 資格取得により行える作業等
・乙種第5類
金属製避難はしご、救助袋、緩降機の整備又は点検ができる。
・乙種第6類
消火器の整備又は点検ができる。

消防団員教育案内は、山梨県消防学校のホームページからダウンロードできます。

掲載ページURL <https://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/danannai.html>

令和7年1月 発行

発行元 山梨県消防学校



〒409-3834

山梨県中央市今福1029番地1

TEL 055-273-4078

FAX 055-273-4009

E-mail shobo-gk@pref.yamanashi.lg.jp